

岐阜県公報

第二千四百三十一号
平成二十五年三月二十六日

(火曜日)

目次

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 二二六^ハ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二二六

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定に関する告示の一部改正

(環境管理課) 二二六

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示の一部改正

(同) 二二七

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定解除

(同) 二二七

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 二二七

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 二二八

道路の区域変更

(道路維持課) 二二八

道路の供用開始

(同) 二二〇

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 二二〇

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 二二〇

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 二二二

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示の一部改正

(同) 二二二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 二二二

平成二十五年調理師試験の実施

(生活衛生課) 二二二

公共測量の実施

(用地課) 二二三

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 二二三

土地改良区の定款の変更認可

(同) 二二三

あつせん員候補者の氏名、職業等

(労働委員会) 二二四

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表警察本部長の項本庁次長の欄を次のように改める。

本部参事官

別表行政職の表警察本部長の項本庁課長の欄中

「鑑識管理監
自動車運転免許試験場長」を「鑑識
管理監」に改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中

「監察官
総括情報管理官」を「監察官
秘書官
総括情報管理
自動車運転免

官
に改める。

許試験場長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三公安委員会の部警察本部の項中「公安委員会事務室長」を「秘書官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百七十五号

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定に関する告示（平成二十四年岐阜県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号を次のように改める。

一 要措置区域

大垣市藤江町五丁目七〇番二の一部及び七〇番四

岐阜県告示第百七十六号

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示
(平成二十四年岐阜県告示第四百八十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号を次のように改める。

- 一 形質変更時要届出区域
大垣市藤江町五丁目七〇番二の一部

岐阜県告示第百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する区域

- 平成二十四年岐阜県告示第四百八十一号により指定した区域(大垣市藤江町五丁目七〇番二の一部及び七〇番四)の全部

- 二 指定に係る特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

岐阜県告示第百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する区域

- 平成二十四年岐阜県告示第四百八十二号により指定した区域(大垣市藤江町五丁目七〇番二の一部)の全部

- 二 指定に係る特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第百七十九号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配 給 会 社 名
映 画	浮気調査 情欲裏ファンブル	オーピー映画	オーピー映画
	むっちり家政婦 吸いつきご奉仕	オーピー映画	オーピー映画
	豊乳教師 おあずけ補習	オーピー映画	オーピー映画
	人妻エロ道中 激しく乗せて	オーピー映画	オーピー映画
	熟女の色香 豊潤な恥蜜	オーピー映画	オーピー映画
	大淫乱 飛び散るスケベ汁	新 東 宝 映 画	新 東 宝 映 画
	発情おねだり 夜ごとの快楽	角 川 書 店	角 川 書 店
	クイキユアあなた	角 川 書 店	角 川 書 店
	甘い鞭	角 川 書 店	角 川 書 店
	NO ONE LIVESノー・ワン・リヴス (原題)NO ONE LIVES	角 川 書 店	角 川 書 店

チキン・オジ・ザ・デッド/悪魔の鳴々パルコーゼット
 (原題) POULTRY GEIST: NIGHT OF THE
 CHICKEN DEAD

エ
キ
ン

2 遊玩用田

平成25年3月26日

3 遊玩理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大字三輪字小脇九八一の七・九八二の二・九八四の八（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十一号	高山市久々野町小屋名字水上洞三二九四番五地先から	前 後	四・六 四・五	六三・〇	
一般市道	同 同	同 同 二八三番八地先まで	前 後	四・三 七・四	六三・〇	

岐阜県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵那川線 東白川線	恵那市大井町字丸池二七一四番四四四地先から 同 市笠置町毛呂窪字榎杭七六三番七四地先まで	前 後	二・八 三・〇	一八・〇	

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	瑞浪線		道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
県道	上矢作線		恵那市明智町字折戸一〇 一番三六地先から	同 市同 町字竹ノ内一 四〇八番一の一先まで	恵那市明智町字藤ノ木一 二三番四地先から	同 市同 町字法明一四 八五番二地先まで	同 市同 町字法明一四 八五番二地先まで	同 市同 町字法明一四 八五番二地先まで	同 市同 町字法明一四 八五番二地先まで
	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B
			二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八
			四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇
			A B 及び関係図面を示す敷地の区分をい						

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	瑞浪線		道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
県道	上矢作線		明白	宝島線	郡上市白鳥町六ノ里字檜 木一六六九番一三三先から	同 市同 町字同 一六六九番八地先まで	同 市同 町字同 一六六九番八地先まで	同 市同 町字同 一六六九番八地先まで	同 市同 町字同 一六六九番八地先まで
	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B
			二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八	二・二 三・八
			四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇	四二・〇
			A B 及び関係図面を示す敷地の区分をい						

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考

県道 明白 宝鳥線		郡上市白鳥町六ノ里字檜木一六六八番一、二地先から 同市同 手一五四一番四地先まで		後 B	前 B	A	五〇〇 二・八	一〇〇〇	同条第四項の規定により告示する。 平成二十五年三月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇
				八・五 二六〇	八・五 二六〇				同条第四項の規定により告示する。 平成二十五年三月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇
				七・四	七・四				同条第四項の規定により告示する。 平成二十五年三月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の 告示年月 日ほか）
県道	明白 宝鳥線	郡上市白鳥町六ノ里字檜木一六六九番一、三地先から 同市同 五四一番五地先まで	二〇一・〇	平成 二五・三六	平成 二五・三六

岐阜県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので

同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下野	飛騨市古川町下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷	飛騨市古川町桐谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川	飛騨市河合町大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小豆沢3	飛騨市宮川町万波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打保5	飛騨市宮川町打保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森安2	飛騨市宮川町森安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉原3	飛騨市宮川町万波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

下野	飛驒市古川町下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷	飛驒市古川町谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川	飛驒市河合町大谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小豆沢 3	飛驒市宮川町万波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打保 5	飛驒市宮川町打保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森安 2	飛驒市宮川町森安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉原 3	飛驒市宮川町万波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十九号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「財団法人岐阜県交通安全協会」を削り、二中「飛驒信用組合」を「飛驒信用組一般財団法

合
人岐阜県交通安全協会」に改め、
「岐阜地区交通安全協会連絡協議会
西濃地区交通安全協会連絡協議会
中濃センター交通安全協議会
東濃可児地区交通安全協会連絡協議会
東濃センター交通安全協議会
飛驒地区交通安全協会連絡協議会」

を削る。

岐阜県告示第百九十号

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から

適用する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜振興局」を削る。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年三月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピルメロの会
- 三 代表者の氏名 廣瀬 英一郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府二二〇四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ミヤンマーを中心としたアジア諸国の貧困層に対して、教育支援、医療支援、ドネーション活動、現地人招聘活動に関する事業を行い、併せて、日本国内においては、これらの事業に関する普及・啓蒙活動を行うて、日本とミヤンマーを中心としたアジア諸国との草の根友好関係樹立に寄与することを目的とする。

平成二十五年調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験

を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七條の規定により公示します。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験期日

平成二十五年八月二十八日（水）

二 試験場所

次の会場のうち岐阜県が指定する場所

岐阜会場 岐阜市太郎丸八〇番地 岐阜女子大学

多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館

高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎

笠松会場 羽島郡笠松町中川町二三 笠松刑務所

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

ただし、適用法令は、平成二十五年一月一日現在有効なものとし、（一問一点として採点。計六十点満点。）

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七條に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七條に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七條に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四條各号に掲げるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。

なお、平成二十年度以降の岐阜県の調理師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により1の書類への記載並びに2及び3の書類の提出を省略できます。

郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願

書在中」と朱書きし、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 履歴書

2 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

3 学校教育法第五十七條に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十五年五月二十七日（月）から同年六月七日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月二十七日（月）から同年六月七日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十五年四月二十二日（月）から同年六月七日（金）まで

八 受験手数料

六千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千円分の岐阜県収入証紙を同封してください。

九 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表

平成二十五年十月四日（金）に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十一 試験結果の提供

平成二十五年年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十二 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

垂井町

二 作業種類

公共測量（公共基準点のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十五年三月十日から

同 年三月二十九日まで

四 作業地域

不破郡垂井町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水土地改良区連合	平成二五・二六	理事	松岡 一	揖斐郡揖斐川町清水 一五八二番地
		同	野村 和孝	揖斐郡揖斐川町福島 二九番地
		同	細野 君男	揖斐郡揖斐川町上三野 三二七番地
		同	鳥本 千尋	揖斐郡大野町大字公郷四四一番地
		同	澁谷 勇	養老郡養老町桜井 四八番地
		監事	小森 三一	揖斐郡大野町大字中之元五七五番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水土地改良区連合	平成二五・三一	理事	青木 信嘉	揖斐郡揖斐川町清水 一八九番地
		同	澤野 廣司	揖斐郡大野町大字野 一二四五番地
		同	細野 孝雄	揖斐郡揖斐川町上三野 二五四番地
		同	桑原 利幸	揖斐郡大野町大字領家 三二二番地
		同	田中 郁夫	養老郡養老町上方 二八番地
		監事	小森 光夫	揖斐郡大野町大字中之元五二八番地七

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。
平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	西濃用水土地改良区連合	認可年月日	平成二五・三・二六
--------	-------------	-------	-----------

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県労働委員会

会長 初山 錡 吾

氏名	現職等	委嘱年月日
初山 錡吾	朝日大学大学院教授 岐阜県労働委員会委員	平成二三・一一・二六
秋保 賢一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
平野 博史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
浅井 直美	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
三井 栄	岐阜大学地域科学部准教授 岐阜県労働委員会委員	同
三尾 禎一	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	同
高田 勝之	JAM東海執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
高松 和夫	UAセンセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	同
筒井 和浩	日本郵政グループ労働組合東海地方本部書記次長 岐阜県労働委員会委員	平成二五・三・二二
熊田 正秋	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	平成二三・一一・二六

日比 利雄	株式会社エヌピーシー代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
伊藤 勇	岐セシ株式会社代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
柳原 幸一	株式会社鶴飼代表取締役 岐阜県労働委員会委員	同
吉村美保子	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
市橋 正樹	岐阜県労働委員会事務局局長	平成二三・九・一三
宮田 敏光	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	平成二二・一一・一〇

平成二十五年三月二十六日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一 号

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社